

地域密着型特別養護老人ホーム あすなろテラス（令和6年7月以降改定）料金表

	/日	①基本報酬	②加算	③処遇改善	小計	食費	居住費	1ヶ月費用合計
要介護1	682	21,142	2,429	3,300	26,871	44,795 (1445/日)	64,046 (2066/日)	135,712
要介護2	753	23,343		3,608	29,380			138,221
要介護3	828	25,668		3,934	32,031			140,872
要介護4	901	27,931		4,250	34,610			143,451
要介護5	971	30,101		4,554	37,084			145,925

※令和6年7月以降で、認知症チームケア推進加算(Ⅰ)を算定致しますので、上記の金額に変更となります。

8月より基準費用額(居住費)が上記の金額に変更になります。

特別養護老人ホームの利用金の仕組みは下記の通りです。

①基本報酬+②加算+③処遇改善 = 小計 小計+食事+居室代=1日の利用料金

①基本報酬:介護度によって負担金額がことなります。

②加算:下記の加算を取得しています。

看護体制加算	12 円/日	科学的介護推進体制加算	40 円/月
日常生活継続支援加算	46 円/日	生産性向上推進加算Ⅰ	100 円/月
栄養マネジメント加算	11 円/日	認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150 円/月

その他の費用について
同様に引き落としとなります。

- ・病院受診した際の費用
- ・薬代
- ・理美容費 2000円/回
- ・香化料 200円/月

※毎月のご利用料金とは別に、入所時、入院時等に掛かる加算があります。

入所時初期加算 (入所～30日)	30円/日	外泊時加算 (入院等/月～6日まで)	246円/日
安全対策体制加算 (入所時1回)	20円	退所時情報提供加算 (入院時)	250円
口腔衛生管理加算	110円/月		

③処遇改善:職員等処遇改善加算(Ⅰ)を取得しています。

※計算方法は(①基本報酬+②加算)×14%=③処遇改善となります。

※負担割合が2割・3割の方、負担限度額をお持ちの方は裏面をご確認下さい

・介護保険負担割合について

介護保険の負担割合は収入によって異なります。介護保険サービスを利用した場合、「介護給付」として保険料や税金より負担します。利用者が負担する割合を、介護保険負担割合といい収入に応じて介護保険負担割合1割～3割と定められています。詳しくは、厚生労働省HP等をご確認下さい。

小計+食事+居室代 小計の部分の割合が2割、2倍 3割、3倍となります。

※小計の内訳については表面をご確認下さい。

	負担割合 2割	負担割合 3割
	1ヶ月 費用合計	1ヶ月 費用合計
要介護 1	162,583	189,454
要介護 2	167,601	196,981

要介護 3	172,902	204,933
要介護 4	178,062	212,672
要介護 5	183,009	220,094

介護保険負担限度額認定制度について

介護保険負担限度額認定証は、設定された条件を満たして申請が通った人に発行される証明書になります。特別養護老人ホーム(特養)等の介護保険施設を利用する際の居住費・食費の負担を軽減できる制度です。

詳しくは、厚生労働省 HP 等をご確認下さい。

1ヶ月 費用合計	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費	300	390	650	1,360
居室費	880	880	1,370	1,370
要介護 1	63,451	66,241	89,491	111,501
要介護 2	65,960	68,750	92,000	114,010
要介護 3	68,611	71,401	94,651	116,661
要介護 4	71,190	73,980	97,230	119,240
要介護 5	73,664	76,454	99,704	121,714